平成２２年（フ）第９６号
鹿児島県奄美市名瀬井根町18番45号
債務者　玉城　幸男
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１０６号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町12番24号　山一アパート西側
債務者　村田　和久
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿屋市花里町7477番地
債務者　村山　千春
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
福島県郡山市大槻町字堀切西27番地の６
債務者　宗像美恵子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
福島県郡山市大槻町字松井西林23番地
債務者　橋本　尚樹
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
長野県上田市上野478番地７
債務者　白井　美保（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４８０号
神戸市西区玉津町今津660番地の６
債務者　倉田　靖仁
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
神戸市西区玉津町今津660番地の６
債務者　倉田　和美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
神戸市西区学園西町７丁目１番地748―403号
債務者　馬場由香里（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
兵庫県明石市魚住町清水631番地　県住313号
債務者　徳永　保司
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
兵庫県明石市大久保町西島782番地の１　フローレンス西島101号
債務者　西田　秀幸
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
兵庫県明石市藤が丘２丁目18―５伊藤荘　、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区構1043番地　潮風荘
債務者　永柄　正登
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
兵庫県明石市西明石南町１丁目10番20号　サングレイス西明石南町304号
債務者　髙田　智子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
神戸市西区井吹台西町１丁目６番地１―1302号
債務者　槇　　広美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
神戸市西区王塚台５丁目127番地の15
債務者　金子　龍雄
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
兵庫県明石市王子２丁目９番９号
債務者　吉村潤植こと　鄭　　潤植
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
兵庫県明石市大久保町西島145番地の１　ベガハイム110号
債務者　竹元　正人
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
兵庫県明石市小久保５丁目17番地の８
債務者　倉掛　純子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係